第三十二条第一項第一号中「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「、夜間」を「、義務教育学校、夜間」に、「、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは」に改め、「若しくは幼児」を削り、「第六十五条（児童福祉施設」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等」に改め、「規定する児童福祉施設」の下に「若しくは同条第二項に規定する施設」を加え、同項第二号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とする。

第三十三条第一項第二号及び第三号中「、第七号及び第十六号」を「及び第七号」に改め、同条第二項中「掲げる証明書」を「定める証明書」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と」を削り、同条第四項中「同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号」を「同項第十号から第十六号まで」に、「、第十号から第十五号まで若しくは第十七号」を「若しくは第十号から第十六号まで」に改め、同条第五項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「、特別支援学校若しくは幼稚園又は」を「若しくは特別支援学校、」に、「第六十五条（児童福祉施設」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等」に改め、「児童福祉施設若しくは」の下に「同条第二項に規定する施設又は」を加え、同条第七項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とする。

第四十五条第一項中「第六十五条（児童福祉施設」を「第六十五条第一項（児童福祉施設等」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の㈠に規定する政令で定める施設は、関税定率法施行令第六十五条第二項に規定する施設とする。

別表第一中第一七号を削り、第一八号を第一七号とし、第一九号から第六二号までを一号ずつ繰り上げ、第六三号を削り、第六四号を第六二号とし、第六五号から第七五号までを二号ずつ繰り上げ、第七六号を削り、第七七号を第七四号とし、第七八号から第一四三号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第二第二号中「、第四二〇二・二二号、第四二〇二・二九号」を「から第四二〇二・二九号まで」に改め、同表第七号を削る。

（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

第四条　関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中近東の項中「アフガニスタン」を削り、同表アフリカの項中「リベリア」を削る。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第百三十八条第一項」を「第百四十六条第一項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第六条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の九第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第四条各号」を「第五条各号」に改め、同条第三項中「第五条」を「第六条」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第四十九条第一項中「第四条各号」を「第五条各号」に、「関税暫定措置法施行令第五条」を「同令第六条」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「六二、六〇〇トン」を「五六、六〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「四、一九二、五〇〇トン」を「四、一九一、九〇〇トン」に、「三〇八、〇〇〇トン」を「三三七、〇〇〇トン」に、「一一〇九、五〇〇トン」を「一一〇、一〇〇トン」に、「一二五、五〇〇トン」を「一一三、五〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五七、〇〇〇トン」を「二八二、四〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「一六七、〇〇〇トン」を「一六六、〇〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成二八年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「二〇、五〇〇トン」を「一八、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「三七、七〇〇トン」を「三七、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」を「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」に、「四〇、一〇〇トン」を「三九、九〇〇トン」に改める。